

# 令和8年度 保育所・認定こども園 入園の手引き



## 【問い合わせ先】

能代市役所 子育て支援課

TEL : 89-2946 FAX : 89-1679

二ツ井地域局 市民福祉課③番窓口

TEL : 73-5500 FAX : 73-5224

市内の保育所・認定こども園の情報は、各施設のホームページのほか、子育て支援センター発行の情報誌『のしろ子育てガイドめん choco』に掲載されております。



能代市子育て支援課

国等の制度改正により、内容が変更となる場合があります。

## 目次



1	市内の保育・教育施設	1 ページ
2	保育・教育施設を利用するためには	2 ページ
3	保育の必要量について	3 ページ
4	保育の利用を必要とするための事由と必要書類	4 ページ
5	子ども・子育て支援制度のながれ	4 ページ
6	入園申込の方法等について	5 ページ
7	保育料・副食費について	6 ページ
8	保育の必要性の基準（選考基準）	7 ページ
9	よくある質問にお答えします	8 ページ
10	申込書の記入の仕方	9・10 ページ
11	子育て支援事業について	11 ページ



# 1 市内の保育・教育施設 (R7.11.25 現在)

## ○保育所

名称	利用定員	対象年齢	開所時間	所在地	電話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育
第一保育所	70	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	上町12-32	52-2610	○	○	○			
二ツ井子ども園	100	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	二ツ井町字下野川端2-1	73-2620	○		○	○		
能代感恩講保育所	25	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	若松町4-12	52-7432	○		○			
轟保育園	40	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	字轟73-2	59-2342	○	○	○	○		
すぎ保育園	60	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	花園町10-21	52-0661	○		○		○	
まつばら保育園	50	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	松美町11-3	52-2713	○		○			
さんさん保育園	60	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	向能代字上野117-2	52-5513	○	○	○		○	
つばめの森保育園	60	生後2カ月～5歳	7:00～20:00	字臥竜山30-1	55-2533	○	○	○		○	○
さかき保育園	45	生後2カ月～2歳	7:00～19:00	字田子向107-3	52-0814	○	○	○		○	
あいじほいくえん	30	生後6週～2歳	7:00～19:00	落合字下前田186	52-2131	○	○	○		○	

## ○認定こども園

名称	利用定員	対象年齢	開所時間 上段：保育所機能 中段：幼稚園機能 下段：幼稚園機能の 預かり保育	所在地	電話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育
愛慈幼稚園	65	満3歳～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	清助町2-10	54-4050	○	○	○	○		
さかき幼稚園	115	満3歳～5歳	7:00～19:00 9:00～14:00 7:00～19:00	字田子向111	52-0814	○	○	○	○		
湊城幼稚園・ ていじょう保育園	125	生後2カ月～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	柳町13-21	52-4136 88-8693	○	○	○	○		
能代南幼稚園 南ベビー保育園	65	生後2カ月～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	中和二丁目1-49	52-5854	○	○	○	○		
能代カトリック こども園	55	生後2カ月～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	景林町15-18	52-2756	○	○	○	○		
東能代幼稚園・ 保育園	125	生後2カ月～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	字中関16	58-2102	○	○	○	○		

※病児保育は、体調不良児対応型（児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」になった場合に、看護師が保育所等で保育すること）をいいます。

※開所時間は延長保育の利用も含んだ時間となります。

## 2 保育・教育施設を利用するためには ～認定の申請が必要です～

● “認定の申請”とは・・・

施設を利用するためには、1・2・3号認定のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	1号認定	2号認定		3号認定
対象児童	満3歳以上で 教育を希望	満3歳以上で 保育が必要な場合		満3歳未満で 保育が必要な場合
原則認定期間	小学校就学前まで	小学校就学前まで		満3歳に達するまで
原則とは異なる 認定期間		事由	認定期間	留意事項
		就労	就学前（期限付き雇用の場合は契約期間満了日が属する月の月末まで）  ※期限付き雇用であっても、年度毎に契約が更新されている場合は、期間満了の翌日から90日を経過する日が属する月の末日まで	就労期間ごとに就労証明書を提出してください
		妊娠・出産	出産予定日から8週間を経過した日が属する月の月末まで	
		求職活動等	90日を経過する日が属する月の月末まで	90日を経過し、引き続き求職活動を行う必要がある場合には、1回のみ求職活動を継続することが可能です
		就学	卒業（修了）予定日の属する月の月末まで	職業訓練等短期間の就学の場合には、就学期間等が記載されている書類を提出してください
		育休	育休終了日の属する月の月末まで	育児休業取得時に既に保育を利用している場合に限りです
		その他	事由を勘案	
利用できる施設	認定こども園 (幼稚園機能)	保育所、認定こども園 (保育所機能)		

- 認定の申請は、入園申込書と一体様式となっています。
- 保育の必要性や必要量等の認定内容を記載したものが支給認定証または教育・保育給付認定通知書となります。



### 3 保育の必要量について

2・3号認定では、保護者の就労時間等に応じた保育の必要量による認定もあります。保育の必要性の事由等により異なりますので、7ページもご覧ください。

保育標準時間・・・最長11時間の利用が可能

保育短時間・・・最長8時間の利用が可能

各施設によって保育標準時間・保育短時間の利用時間が異なりますので下表をご覧ください。

#### ○保育所

名称	保育標準時間	保育短時間
第一保育所	7:00～18:00	8:00～16:00
二ツ井子ども園	7:00～18:00	8:00～16:00
能代感恩講保育所	7:00～18:00	8:00～16:00
轟保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
すぎ保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
まつばら保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
さんさん保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
つばめの森保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
さかき保育園	7:00～18:00	7:00～15:00
あいじほいくえん	7:00～18:00	8:00～16:00

#### ○認定こども園

名称	保育標準時間	保育短時間
愛慈幼稚園	7:00～18:00	8:00～16:00
さかき幼稚園	7:00～18:00	7:00～15:00
淳城幼稚園・ ていじょう保育園	7:00～18:00	8:00～16:00
能代南幼稚園 南ベビー保育園	7:30～18:30	8:30～16:30
能代カトリックこども園	7:30～18:30	8:30～16:30
東能代幼稚園・保育園	7:00～18:00	7:00～15:00



## 4 保育の利用を必要とするための事由と必要書類

○保護者が、次のいずれかに該当する必要があります。

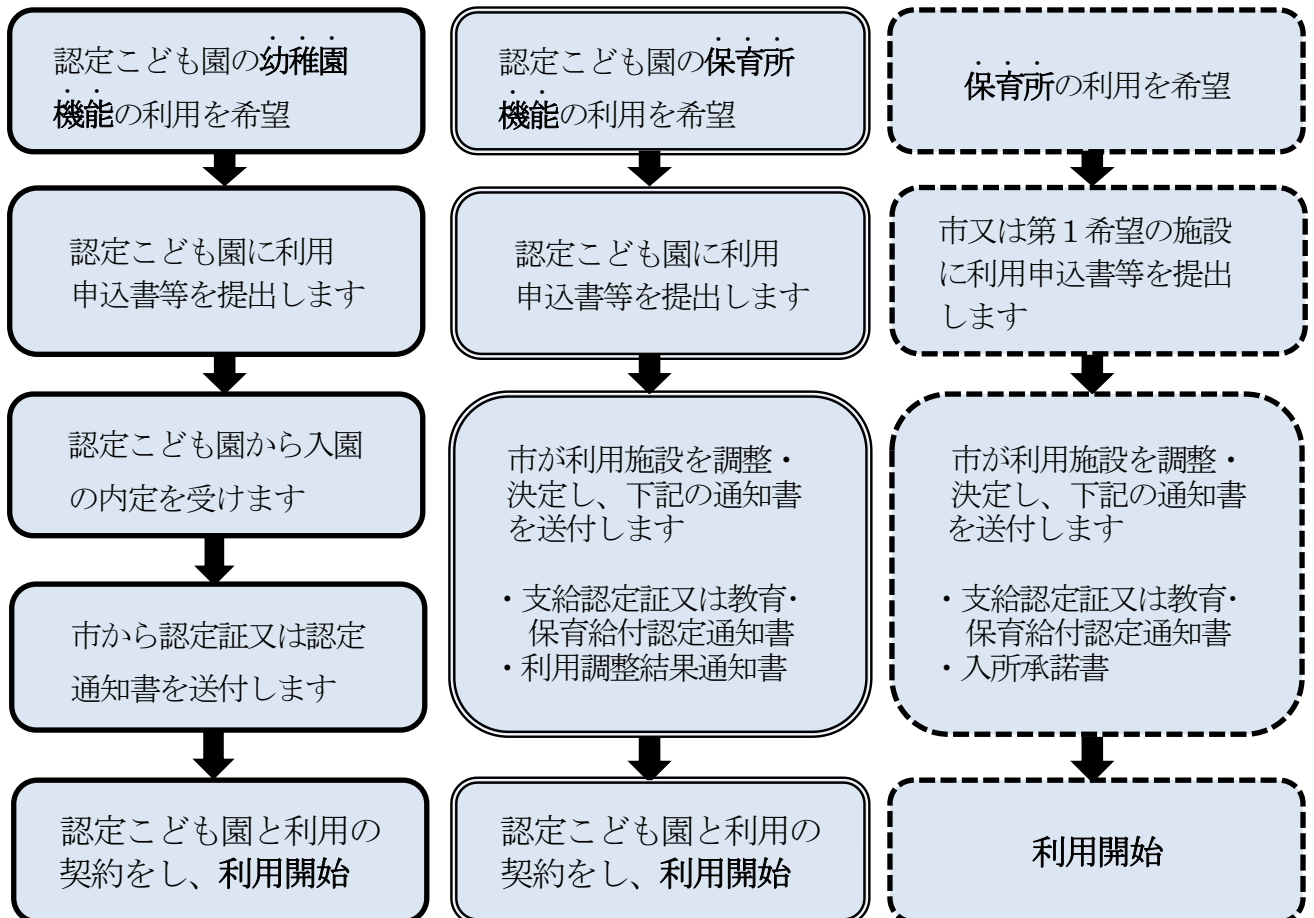
保育の必要性の事由		必要書類	チェック
①就労（自営・内職含む）		就労証明書	□父 □母
②妊娠・出産 ※産前8週産後8週		母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページ	□母
③疾病・障がい	病気の場合	傷病・障がい状況届出書、医師の診断書	□父 □母
	障がいがある場合	傷病・障がい状況届出書、障害者手帳の写し	□父 □母
④病人の看護等		看護介護状況届出書	□父 □母
⑤災害復旧		被災状況と復旧計画がわかるもの（任意様式）	□父 □母
⑥求職活動等	求職活動	ハローワーク受付票の写し	□父 □母
	起業準備	起業準備計画書（任意様式）	□父 □母
⑦就学		在学証明書又は合格通知書等の写し（職業訓練等短期間の就学の場合には、就学期間等が記載されている書類）	□父 □母
⑧虐待やDVのおそれがあること		状況がわかるもの（任意様式）	□父 □母
⑨育児休業取得時に既に保育を利用		就労証明書	□父 □母
⑩その他、上記に類する事由		状況がわかるもの（任意様式）	□父 □母

・「集団生活を体験させたい」、「下の子どもに手がかかる」という理由では、保育の必要性に該当しません。

・「就労」により保育を必要とする場合には、**月48時間以上の就労時間が必要**です。

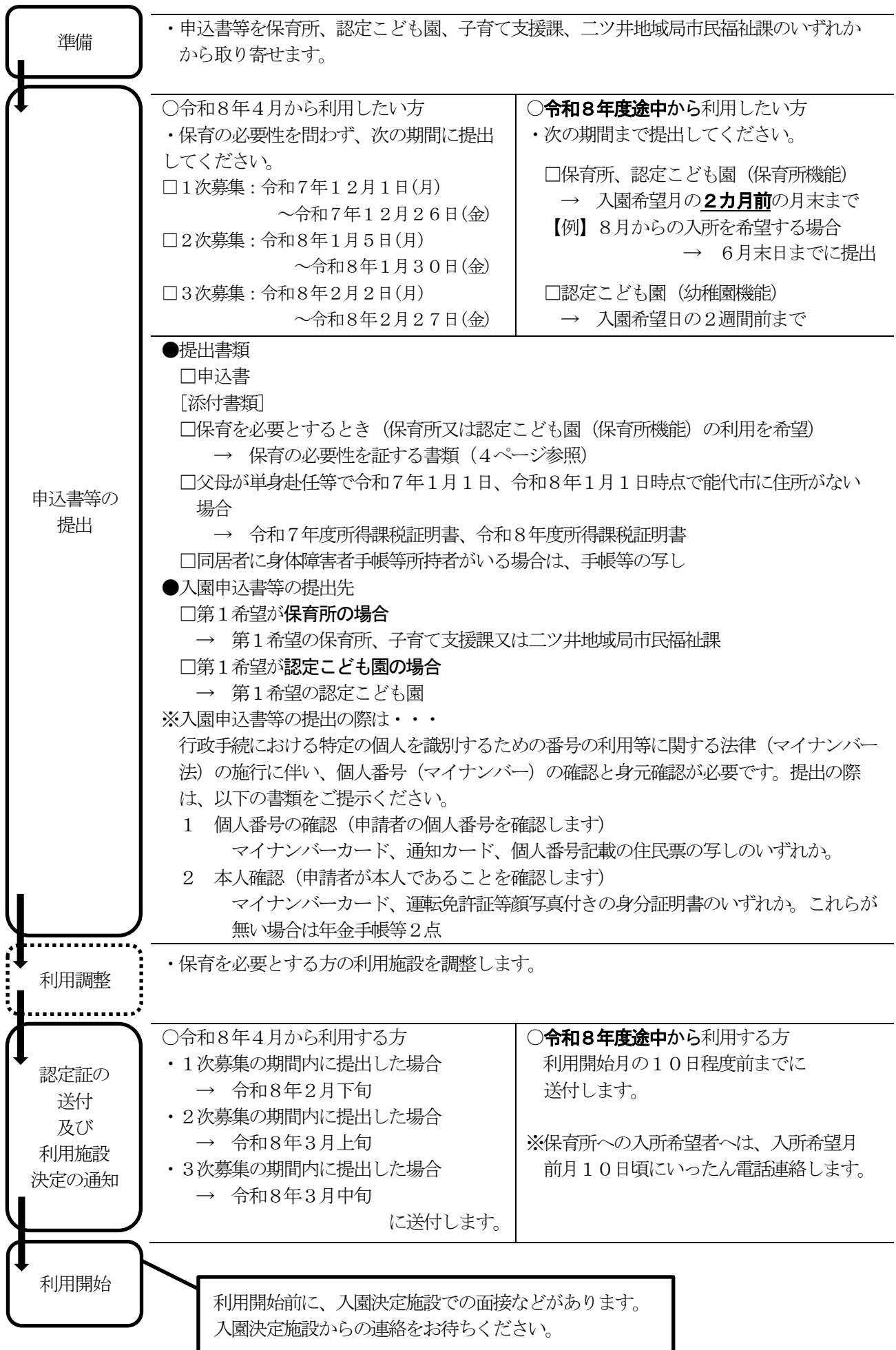
## 5 子ども・子育て支援制度のながれ

～申し込みから利用開始まで～



※申込状況等により、ご希望の施設に入園できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

## 6 入園申込の方法等について



## 7 保育料・副食費について

---

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、秋田県と能代市共同で「すこやか子育て支援事業」を実施しています。

### **能代市は独自に助成対象を拡大し、全ての子どもの保育料・副食費（上限あり）が無償です！**

#### ◇保育料について

- 3号認定（年度当初の前日において満3歳に達していない児童）  
助成を受けるためには、申請書の提出が必要です。申請書については別途お知らせします。
- 1号認定・2号認定（年度当初の前日において満3歳以上の児童）  
手続き不要です。

#### ◇副食費（おかず・おやつ代）について

- 助成を受けるためには、申請書の提出が必要です。申請書については別途お知らせします。
  - ・副食費の金額は各施設によって異なります。上限額（月額4,900円）を超える額については、実費負担となります。
  - ・3歳未満児の副食費は保育料に含まれています。

#### ◇その他

施設ごとに生じる実費負担分（通園バス代、延長保育料など）については各施設に直接お問合せください。



## 8 保育の必要性の基準（選考基準）

区分	保護者の状況		選考指数	優先順位	利用期間	保育の必要量	
①就労  (月48時間以上の就労)	常勤、非常勤、パート、アルバイト、日雇の外勤を常とする者又は自営業、農林水産業の主たる従事者 (すでに就労が内定している者を含む)	月150時間以上	10	3	年度末まで又は認定期間のいずれか短い方	月120時間以上を標準時間、月120時間未満を短時間	
		月120時間以上	9				
		月90時間以上	8				
		月48時間以上	7				
	家族が営む自営業・農林水産業に協力して従事する者 (すでに就労が内定している者を含む)	月150時間以上	8	5			
		月120時間以上	7				
		月90時間以上	6				
		月48時間以上	5				
	業者からの委託を受け、居宅内で物品の製造加工等に従事する者 (すでに就労が内定している者を含む)	月150時間以上	7	7			
		月120時間以上	6				
		月90時間以上	5				
		月48時間以上	4				
②妊娠・出産	出産前8週間及び出産後8週間の間にある者		9	4	認定期間	標準時間	
③疾病・障がい	おおむね1ヵ月以上入院する場合		10	2	年度末まで	標準時間	
	おおむね1ヵ月以上の寝たきりの状態の者		10				
	医師がおおむね1ヵ月以上加療(安静)を要すると診断した者		7				
	治療のため定期的通院等を要する者		5				
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1級程度にある者					10
身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者手帳2級程度にある者		7					
身体障害者手帳4級以上又は精神障害者手帳3級程度にある者		5					
④病人の看護等	おおむね1ヵ月以上親族の入院の付添にあたる者、障がい児(者)や同居の親族の介護通院等にあたる者	月120時間以上	9	4	年度末まで	月120時間以上を標準時間、月120時間未満を短時間	
		月120時間未満	7				
	同居の親族の長期居宅療養等の介護にあたる者	月120時間以上	7				
		月120時間未満	6				
⑤災害復旧	居宅等への被災	火災、風水害、地震等による被害の復旧にあたる者		10	1	年度末まで	標準時間
		求職活動等	求職活動	求職活動のため、外出することが多い者		3	8
起業準備	起業準備のため、外出することが多い者		7	6		標準時間	
⑦就学	就学、技能習得のため通学等をしている者		月120時間以上	9	5	認定期間	標準時間
			月120時間未満	7			短時間
⑧虐待・DV	児童に虐待やDVによる危害を加える恐れのある者		10	1	年度末まで	標準時間	
⑨育休	育児休業取得時に既に保育を利用している者		8	3	①と同じ	短時間	
⑩その他	上記以外の理由で明らかに保育できない場合		2	9	認定期間	事由を勘案	
調整基準	入所継続	前年度から引き続き入所する場合			⑥及び⑩には加算		+2
	兄弟姉妹入所	入所中(継続希望)の兄弟又は姉妹と同じ施設を希望する姉妹又は兄弟			しない		+2
	保育士等優先入所	父又は母が以下の条件の全てに該当する場合 ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は放課後児童支援員の資格を有する。 ・市内の保育所、認定こども園又は放課後児童クラブに勤務している、又は勤務予定である。 ・勤務条件が1ヶ月20日以上かつ1日6時間以上の勤務となっていること。					+6
	世帯の特 殊事情	ひとり親	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁、遺棄の場合				+2
		生活保護	生活保護法による被保護世帯				+2
		障がい児保育	障がい児保育を行う必要がある者				+1
		失業	生計中心者の非自発的失業により就労の必要性が高い場合				+2
		保育料滞納	保育料を滞納している世帯				△2
		その他	児童の保育が困難な地域的、家庭的及び経済的な事情がある者				+1~+2
	①就労の従事日数、④病人等の看護等を必要とする日数、⑦就学における就学日数					月16日~19日	△1
					月16日未満	△2	

・入園可能児童数を超える申込があった場合は、「保護者の状況」ごとに定められた「選考指数」に、「調整基準」の指数を加算して得た指数により利用調整を行い、指数の高い順番に決定します。指数が同数の場合は、「優先順位」により決定します。優先順位が並んだ場合は、「抽選」により決定します。(抽選は子育て支援課内で行いますが、事前にご日時を連絡しますので、希望があれば立ち合いも可能です。)

・保育の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの範囲内で、申込書の添付書類をもとに決定します。

## 9 よくある質問にお答えします

①両親ともにフルタイム就労です。認定こども園の幼稚園機能は利用できますか？

→利用できます。申込書を記入する際、「保育の希望の有無」の欄で「無」に○印をつけてください。

②認定こども園の幼稚園機能の利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

→幼稚園機能部分は、満3歳以上の子どもはどなたでも利用できますので、保育の必要性の認定を受ける必要はありません。保育の必要性を証する書類の提出は、不要です。

③3号認定の子どもが3歳になった場合、何か手続きは必要ですか？

→2号認定への変更の手続きは必要ありません。

1号認定へ変更を希望する時は、申請が必要となりますので、認定こども園にご相談ください。

④就労を理由に2号（3号）認定を受けていますが、仕事を辞めました。保育所等にはいつまで預けることができますか？

→速やかに入園施設に変更届と離職後の保育の必要性を証する書類（ハローワークカードの写し等）を提出してください。離職後に求職活動をする場合は、離職日から90日が経過する日が属する月末まで預けられます。この場合、保育必要量が「保育標準時間」で認定されていた方は、「保育短時間」に変更となります。なお、離職の理由（出産、病気療養、家族の介護等）により、提出書類と期間が異なりますので、詳しくはお問合せください。

⑤現在、育児休暇中ですが、職場に復帰するために保育所等を利用したいですが、申込みできますか？

→申込みできます。ただし、利用開始日は、職場復帰予定日の2週間前からです。

⑥受付期間内に就労証明書等の保育の必要性を証する書類が揃いません。どうしたらいいでしょうか？

→申込書の余白に鉛筆でいつまで提出できるのか記入し、受付期間内に申込書のみ、提出してください。就労証明書等の必要書類は、受付期間の最終日の翌日から14日以内に速やかに提出してください。これ以後に提出した場合は、希望の施設に入園できないことがあります。

⑦認定こども園とはどのような施設ですか？

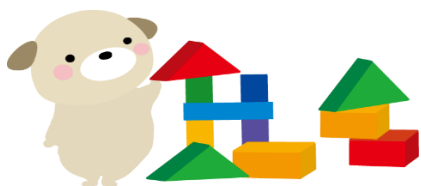
→保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

保育を必要とする方は、2号又は3号認定を受けた後に保育所機能を利用します。

保育を必要としない方は、1号認定を受けた後に幼稚園機能を利用することになります。

⑧能代市に転入する予定ですが、事前に申込みはできますか？

→入園希望日までに能代市に転入することが確実な場合、能代市役所で手続き可能ですので、子育て支援課にお問合せください。





③保育の利用を必要とする理由等  
 ※ 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

続柄	具体的な状況(勤務先、就労時間、日数や疾病の状況等)
必要とする理由	
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )
保育を希望する曜日・時間等	利用曜日 利用時間 希望保育必要量 月 曜日から 曜日まで 9:00から16:00まで <input type="checkbox"/> 標準時間(最大11時間) <input checked="" type="checkbox"/> 短時間(最大8時間)

④支給認定証の交付について  希望しない

⑤育児休業の延長について (下記該当する場合は□にレを入れてください。)  
 保育所等を希望するが、申し込んだ施設に落選した場合は育児休業の延長も可

記入はここまで

\*施設記載欄(施設(事業者)を經由して市町村に提出する場合)

施設(事業者)名	受付年月日
担当者氏名(連絡先)	
入所契約(内定)の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日 ) ・ <input type="checkbox"/> 無
備考	

- ※ 保育を必要とする方のみ、ご記入ください。  
 父母それぞれの保育を必要とする理由に□を記入します。  
 保育を必要とする具体的な状況を記入します。  
 保育を必要とする主たる曜日を記入します。  
 保育を必要とする主たる利用時間を記入します。  
 希望する保育必要量に□を記入します。  
 “希望保育必要量”は次を参考に記入してください。
- ① 就労 月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
  - ② 妊娠・出産 標準時間(希望により短時間も可)
  - ③ 疾病・障がい 標準時間(希望により短時間も可)
  - ④ 介護等 月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
  - ⑤ 災害復旧 標準時間(希望により短時間も可)
  - ⑥ 求職活動 短時間(起業準備の場合は希望により標準時間も可)
  - ⑦ 就学 月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
  - ⑧ 虐待・DV 標準時間(希望により短時間も可)
  - ⑨ 育児休業 短時間
  - ⑩ その他 事由を勘案

- ※ 添付書類  
 保育を必要とする方のみ 就労証明書等の保育の必要性を証する書類  
 父母が単身赴任等で令和7年1月1日、令和8年1月1日時点で能代市に住所がない場合 所得課税証明書  
 令和7年度所得課税証明書 令和8年度所得課税証明書

記入はここまでです。  
 記入もれがないか、添付書類に不足がないか確認したうえで、提出してください。

## 11 子育て支援事業について

### ○子育て支援センター（月～土曜日、午前8時30分～午後5時）

保護者とお子さんが一緒に楽しめる場所です。育児相談も受け付けています。

- ・能代地域子育て支援センター「サンピノ」  
能代市上町12-32 能代ふれあいプラザサンピノ内 電話：52-8115
- ・二ツ井地域子育て支援センター「さんぽえむ」  
能代市二ツ井町字上台1-1 二ツ井伝承ホール内 電話：73-3111

### ○子育て情報誌「のしろ子育てガイドめん choco」

年1回発行しています。子育てのお手伝いになる情報が掲載されています。



### ○つどいの広場「ぽけっと」（水曜日休業、午前9時30分～午後5時）

小学校就学前のお子さんと家族の方が一緒に過ごしたり、育児相談や情報交換などの交流場所として利用できます。一時預かりも行っています。

- ・イオン能代店3階（イオンホール） 電話：080-3206-1299



### ○子育てファミリー支援事業

第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育している世帯に対し、小学校就学前の子どもが利用する下記サービスに関する利用料を助成します。（1世帯あたり年間上限15,000円）

- (1) 一時預かり事業  
※認定こども園（幼稚園機能）で行う教育時間を超えた預かり保育は対象外となります。
- (2) 病児保育事業
- (3) ファミリーサポートセンター事業
- (4) 子育て短期支援事業



### ○病児保育事業

子どもが病気のため、保育所、認定こども園等で集団保育が出来ない場合や、仕事のため病気の子どもを世話することができない場合に、医療機関で一時的にその子どもの保育を行います。

### ○ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動を行う事業です。依頼会員は、提供会員に対し保育所等への送迎、急用時の子どもの預かり等を依頼することができます。

### ○子育て短期支援事業

保護者の病気などで家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行います。